

地盤改良工（サンドコンパクションパイル工）（積算編）

秋田県 I C T 活用工事（地盤改良工）（サンドコンパクションパイル工）実施要領 (積算編)

1. 適用範囲

1-1 本資料は、I C Tによる地盤改良工（以下、地盤改良工（I C T））のうち、粘土、シルト及び有機質土等の地盤を対象として行う軟弱地盤処理工のうちサンドコンパクションパイル工及びこれらの工種の併用工に適用する。

なお、サンドコンパクションパイル工はケーシングパイプ径400mm、杭径700mm程度で、敷鉄板の使用を標準とし、打設長は35m未満とする。

1-2 この実施要領（積算編）は、秋田県建設部が所管する建設工事に適用する。

2. 機械経費

2-1 機械経費

サンドコンパクションパイル工法の積算で使用するI C T建設機械の機械経費は、以下のとおりとする。

なお、損料については、最新の「建設機械等損料算定表」によるものとする。

① サンドコンパクションパイル工法（I C T）

I C T建設機械名	規格	機械経費	備考
クローラ式サンド パイル打機	【打設長】 10m 未満 【規 格】 リーダ式 75kW リーダ長 30m (35~37t 吊り)	損料にて計上	ICT 建設機械経費 加算額は別途計上
	【打設長】 10m 以上 20m 未満 【規 格】 リーダ式 75kW リーダ長 30m (35~37t 吊り)		
	【打設長】 20m 以上 35m 未満 【規 格】 リーダ式 120kW リーダ長 45m (40t 吊り)		

2-2 I C T建設機械経費加算額

I C T建設機械経費損料加算額は、建設機械に取付ける各種機器及び地上の基準局・管理局の賃貸費用とし、2-1機械経費にて計上するI C T建設機械に適用する。

なお、加算額は、以下のとおりとする。

（1）サンドコンパクションパイル工法（I C T）

対象建設機械：クローラ式サンドパイル打機

損料加算額：48,000円／日

2-3 その他

I C T建設機械経費等として、以下の各経費を共通仮設費の技術管理費に計上する。

2-3-1 システム初期費

ICT建設機械による施工を実施するための現場通信精度確認、ローカライゼーション、ICT建設機械精度確認等、ICT建設機械による施工を行うための必要な初期設定に係る費用及び賃貸業者が行う施工業者への取扱説明に要する費用、貸出しに要する全ての費用は、以下のとおりとする。

(1) サンドコンパクションパイル工法 (ICT)

対象建設機械：クローラ式サンドパイル打機

費用：1,150,000 円／式

※1 工事当たり使用機種毎に一式計上を原則とするが、受注者の責によらず、連続作業でICT建設機械による施工が出来ない場合等については、監督職員と協議のうえ複数計上できるものとする。

3. 3次元起工測量・3次元設計データの作成費用

3次元起工測量・3次元設計データの作成を必要とする場合は、共通仮設費の技術管理費に計上するものとし、必要額を適正に積み上げるものとする。

費用の計上について、受注者は発注者からの依頼に基づき、見積り書を提出するものとし、発注者は費用の妥当性を確認した上で設計変更の対象とし、受注者から見積の提出がない場合は、「3次元起工測量・3次元設計データの作成費用」は計上しないものとする。

また、前工事及び設計段階での3次元データを活用した場合、発注者が貸与する3次元データを活用した場合は、費用計上しないものとする。

なお、「3次元起工測量・3次元設計データの作成費用」については、当初設計では計上しない。

4. 3次元出来形管理・3次元データ納品の費用、外注経費等の費用

サンドコンパクションパイル工法 (ICT) における、ICT建設機械の施工履歴データを用いた出来形管理の経費は、補正係数を乗じない共通仮設費率及び現場管理費率に含まれる。

5. 施工箇所が点在するICT活用工事の積算について

施工箇所が点在する工事に該当する場合は、土木工事標準積算基準書「第1編第2章 工事費の積算」及び「第I編第11章 施工箇所が点在する工事の積算」により積算するものとする。

6. 土木工事標準積算基準書（秋田県）に対する補正

6-1 単価表の補正

積算基準の「4. 単価表（2）サンドコンパクションパイル工 単価表」にて建設機械に取付ける各種機器及び地上の基準局・管理局の賃貸費用としての「ICT建設機械経費加算額」を以下のとおり加算する。

名称	規格	単位	数量	指定事項
ICT建設機械経費加算額		日	L/D	機械損料数量 1.84

(注) L : 杭1本当たり打設長 (m)

D : 1日当たり標準施工量 (m/日)

なお、1日当たりの標準施工量は以下のとおりとする。

区分	規格・使用	単位	施工数量
サンドコンパクションパイル工	打設長 10m未満	m	180
	打設長 10m以上20m未満	m	170
	打設長 20m以上35m未満	m	170

附 則（令和8年1月13日技管-694）
この実施要領は、令和8年2月1日から施行する。